

災害弔慰金のご案内

令和7年9月

1. 災害弔慰金の内容

令和4年台風第15号等の災害救助法が適用された災害等※により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。（※対象災害についてはお問い合わせください。）

- ・生計維持者が死亡した場合：500万円
- ・その他の方が死亡した場合：250万円

2. 対象となる方

- ・災害により死亡した方（被災時に静岡市に生活の本拠があった方）のご遺族です。
- ・支給の範囲、順位は下のとおりです。

支給順位	対象者		支給順位	対象者	
1	死亡された方によって 主として生計を維持されていた	配偶者	6	左記以外	配偶者
2		子	7		子
3		父母	8		父母
4		孫	9		孫
5		祖父母	10		祖父母
11		兄弟姉妹	12		兄弟姉妹

※兄弟姉妹への支給は、支給順位1から10に該当する方のいずれも存しない場合に限りま。

3. ご提出いただく書類

- ☐ 災害弔慰金に係る受領申出書（様式1）
- ☐ 故人の状況（様式1-2）
- ☐ 死亡診断書（検案書）等の写し
- ☐ 各災害の発災3か月前から死亡までの間に受診・入院した医療機関の資料（診療録（カルテ）、看護記録、検査結果等）、同期間に入所した施設の資料（介護記録等）等の写し
- ☐ 口座振込依頼書（様式2）
- ☐ 振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字されたページ）
- ☐ 受領される方の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、年金証書等）

※ご遺族の方が静岡市以外に居住している場合（上記に加えて）

- ☐ 災害弔慰金の対象となる遺族であることが分かる書類（戸籍謄本等）

※支給順位1～5、11に該当する方が、亡くなられた方と別世帯だった場合（上記に加えて）

- ☐ 生計同一に関する申立書（様式3）

※同じ支給順位のご遺族がいる場合（上記に加えて）

- ☐ 同意書（様式4）

4. 注意事項

- ・後日、電話等で状況を確認させていただく場合があります。

5. 書類の提出先・お問い合わせ先

葵区役所 地域総務課（〒420-8602 葵区追手町5番1号、054-221-1343）
駿河区役所 地域総務課（〒422-8550 駿河区南八幡町10番40号、054-287-8697）
清水区役所 地域総務課（〒424-8701 清水区旭町6番8号、054-354-2024）
受付時間：月～金曜日の8:30～17:15（土日、祝日、年末年始除く）